

## 平成 26 年度 行政事業レビュー公開プロセス事前勉強会 議事概要【総務省】

### 説明案件：0002 行政評価等実施事業（総務本省）【第 2 回説明】

1. 日時：平成 26 年 6 月 4 日（水）9 時 35 分～10 時 27 分
2. 会場：総務省第 1 階会議室（総務省 10 階）
3. 外部有識者：次のとおり（敬称略）。
  - 有川 博 日本大学総合科学研究所教授
  - 石田 晴美 文教大学経営学部准教授・公認会計士
  - 石堂 正信 公益財団法人日本ナショナルトラスト参与
4. 説明者：総務省行政評価局総務課
5. 事務局：総務省行政事業レビュー推進チーム事務局（大臣官房会計課及び大臣官房政策評価広報課）
6. 陪席：内閣官房行政改革推進本部事務局
7. 概要：最初に、説明者から、事前勉強会（第 1 回）において宿題事項とされていた事項について、資料に沿って説明。引き続き、出席された外部有識者の先生方と、以下のとおり質疑応答・意見交換を実施。

意見・質問	回答
(石田先生) 資料を揃えていただき、ありがたい。国民に対し、いかに効率的、効果的に仕事をしているかを示すことが重要であると思う。私も評価に携わっているため、評価活動の目標を数値で示す難しさは理解しているが、例えば各調査の担当者の仕事の出来など、一つ一つの仕事や職員一人あたりの仕事を点数化して評価し、目標値を設定することはできないか。	レビューシートにはフォーマット上の制約があるが、前回の御指摘を受ける形で記載内容の修正をさせていただいたところ。 また、局として調査の結論を出す際には局長まで含めて議論し補正を行うため、各調査の出来映えを評価することにより個々の担当者の仕事の質を測ることは難しい。それでもなお調査の出来不出来はあるが、それを各担当者のパフォーマンスとして見るという議論はこれまでしてこなかったところ。
(石田先生) 調査毎に残業時間を減らす目標を立てれば、各調	省全体の取組として、残業時間の縮減を目指している。その中で局としても取り組んでおり、業務上の必要性や

<p>査の効率化が進むと思うが、そのような残業時間の管理は行っていないのか。</p>	<p>健康上の問題を考え職員を指導することにより、残業時間の管理をしている。しかし、個々の調査の効率という業務管理の視点から目標を掲げているのではなく、あくまでも人事上の職員の管理の視点である。</p>
<p>(石田先生) 行政相談のあっせんは、受け取り手の改善にどれくらい結びついているのか。</p>	<p>あっせんのうちの大半は、相手方に対し情報提供を行い、その場で何らかの対応がなされて終わるものである。その上で、さらに進んで事案処理や処分の改善・変更が必要となるあっせんについては、あっせんの相手方の改善率は9割5分を超えている。</p>
<p>(有川先生) 定員は横ばいであるとのことだったが、3つの機能（行政評価局調査、政策評価推進、行政相談）への人員配分を、業務上の必要性に応じて見直しているのか。</p>	<p>平成 23 年度からの間にそのような見直しを行い配分が変わったという事実はないが、年金記録確認業務は行政相談と連動しているため行政相談に人員を割いているといえる。一方、平成 25 年、26 年に至って年金記録確認業務が落ち着いてきているため、出先機関については行政評価局調査に人員を戻しつつある。行政評価局調査の年間件数がようやく 10 件まで復帰したが、もう少し増やしたいと考えているところ。なお本省の行政評価局調査の人員については、年金記録確認に取り組んでいる期間を通じてもできるだけ減らさず、本省でできる限りの調査業務ができる体制を敷いてきた。</p>
<p>(有川先生) 政策評価は行政評価局が担い、行政事業レビューは内閣官房が担っている。政策評価と行政事業レビューの連携をさらに進めていくならば、行政事業レビューも組織や制度の位置付けを確立していくべきである。行政評価局は行政事業レビューについて制度整備を検討していないのか。</p>	<p>事実として、政策評価と行政事業レビューは、連携すべきという意味で関係が深い。このため当局としては、いかに政策評価を行政事業レビューに活かしていただくかについては考えているところ。ただ、政府全体として行政事業レビューを今後どのように位置づけていくべきかについては、まだそのような検討をする任にはないと考えている。</p>

<p>(石堂先生)</p> <p>成果指標では所見事項のうち改善措置が行われた割合を見ており、別紙1の中には「改善措置状況」という言葉があるが、各府省において改善措置が行われたことをもって終わりにするのではなく、最初に問題とした事項が最終的に解決したのかまでフォローをすべきではないか。</p>	<p>フォローの必要性については、御指摘のとおりと考える。特に最近では、分権化、民営化が進み、国の行政機関は指導しかできない場合が多くなってきている。このような中で、当局としても、指摘した問題点が実際に解決したかどうかまで把握することが重要であると考えており、昨年大臣からもそのような視点でフォローアップを行うよう指示があったことを踏まえ、取組を進めている。</p>
<p>(石堂先生)</p> <p>調査テーマについて、国民目線の問題意識を取り上げるために、行政相談の中から選ぶべきではないか。</p>	<p>御指摘はもっともである。行政相談は個別具体的なものが多く、その対応で終わるものも多い。しかし、そこから問題点を抽出し調査にもつなげている。例えば、行政相談を契機として、立ち入り検査時の身分証明書について調査を行ったことがある。</p> <p>一方、行政相談の中には調査よりも施策や制度の改善によって対応すべき相談もある。それらについては、行政苦情救済推進会議という有識者の会議において検討を行い、あっせんし改善を図っている。今国会で成立した地方自治法改正は、共有されている土地の登記簿上の共有名義人が亡くなり移転登記ができずに困っているという相談について、自治体に関与する手続を作ることを提案するあっせんを法務省と総務省に行ったことによる改善成果である。</p> <p>このような形で行政相談をできるだけ活かしており、石堂先生とは問題意識を共有しているところである。</p>
<p>(石田先生)</p> <p>定員の全体像が見えるよう、3つの機能（行政評価局調査、政策評価推進、行政相談）別、本省地方別の定員がわかる資料をいた</p>	<p>承知した。</p>

だきたい。	
-------	--

最後に、事務局から、「今回の事前勉強会(第2回)でいただいたご指摘を踏まえ、引き続き公開プロセス本番までに資料の見直しの検討を行うほか、個別に資料要求があった事案については、事務局経由で対応する」旨説明して終了。